

平成 22 年分収支報告に係る政治資金監査報告書について (都道府県選挙管理委員会分)

1. 政治資金監査の結果 (概要)

- 総務大臣分と同様に、都道府県選挙管理委員会に提出された平成 22 年分収支報告に係る政治資金監査報告書においても、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた」とされた国会議員関係政治団体の割合が増加。

	H21年分		H22年分
・総務大臣分	91.4%	→	95.6%
・ <u>都道府県選管分</u>	91.1%	→	<u>94.7%</u>
合計	91.2%	→	95.0%

- 引き続き、政治資金監査の適確な実施を通じ、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。

<都道府県選挙管理委員会分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	2, 200	94.7%
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	23	1.0%
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	99	4.3%
(4) (2)及び(3)が複合したもの	1	0.0%
計	2, 323	100.0%

(参考)

<総務大臣分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	920	95.6%
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	8	0.9%
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	30	3.1%
(4) (2)及び(3)が複合したもの	4	0.4%
計	962	100.0%

<総務大臣分+都道府県選挙管理委員会分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	3,120	95.0%
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	31	0.9%
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	129	3.9%
(4) (2)及び(3)が複合したもの	5	0.2%
計	3,285	100.0%

2. 政治資金監査報告書の記載状況等

- 都道府県選挙管理委員会に提出された平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書においても、総務大臣分と同様に、一部ではあるが、その記載内容等について、都道府県選挙管理委員会による不備の指摘等があったところ。

(参考事例)

① 政治資金監査報告書に関する不備の指摘例

- ・ あて名が国会議員関係政治団体の正式名称ではない名称で記載されていたり、当該政治団体の代表者名が漏れていたたりした。
- ・ 登録政治資金監査人の氏名が自署でなかったり、押印されていなかった。
- ・ 解散等をした団体に係る収支報告書の提出根拠となる規定が誤っていた。
- ・ 政治資金監査の対象となる書類がすべて列記されていなかった。
- ・ 主たる事務所以外で政治資金監査を実施することとした理由が明瞭に記載されていなかった。
- ・ 会計帳簿の記載不備に関して、具体的な不備事項が記載されていなかった。
- ・ 領収書等の亡失等に関して、領収書等亡失等一覧表が添付されていなかった。

② 都道府県選挙管理委員会から寄せられた主な意見

- ・ Q&Aを充実してほしい。
- ・ 登録政治資金監査人に対する研修を充実してほしい。

- そのため、「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進、「政治資金監査に関するQ&A」の充実等を図るほか、「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会」の継続的な実施や関係士業団体との連携を通じ、個々の登録政治資金監査人に対してきめ細かな指導・助言を行い、総務大臣分、都道府県選挙管理委員会分いずれについても、より精度の高い政治資金監査報告書が作成されるよう注力。

<具体例>

(1) 「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進

- ・ 政治資金監査報告書の報告事項に遺漏がないよう、政治資金監査報告書の作成を支援するためのチェックリストを昨年8月に作成。
- ・ ホームページへの掲載やフォローアップ説明会等の機会を通じ、積極的活用を促進。

(2) 「政治資金監査に関するQ&A」の充実

- ・ 主たる事務所以外の場所で政治資金監査を実施した場合の理由及び実施場所の記載方法に関するQ&Aを追加し、ホームページへの掲載やフォローアップ説明会等の機会を通じ周知徹底。

(3) 「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会」の継続的实施

- ・ 本調査で見受けられた事例紹介も交えながら、政治資金監査の適確な実施と政治資金監査報告書の正確な記載等について周知徹底。
- ・ 政治資金監査あるいは政治資金監査報告書の作成に関して判断が困難な事案があった場合には、政治資金適正化委員会へ照会するよう周知徹底。
- ・ より多くの登録政治資金監査人が参加できるよう、実施回数が増も念頭に、全国各地で継続的に開催。

(4) 関係士業団体との連携

- ・ 関係士業団体が主催する士業者向け研修会等の機会も活用するなど、関係士業団体と連携。